

群馬県国民保護フォーラム

【主催者あいさつ】

皆さんこんにちは。ご紹介頂きました総務担当理事の唐澤です。

フォーラムの開会にあたり、主催者である群馬県を代表して、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、群馬県国民保護フォーラムを開催いたしましたところ、多くの皆さまにご協力頂きましてありがとうございます。

また、このフォーラムにご後援を頂いた総務省消防庁及び、お忙しい中講師としてご来県頂いた拓殖大学の森本先生や総務省消防庁の小林先生にも感謝申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、ニューヨークやロンドンでの同時多発テロ、最近ではバリ島で爆弾テロが発生し、日本人の犠牲者も出ております。

また、国内でもテロの危険性が指摘され、交通機関を中心に警備が強化されるなど、近年の我が国を取り巻く状況は、国民に大きな不安を与えております。

このような情勢を踏まえ、平成16年に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が成立・施行され、有事の際、国民を保護するための制度が我が国として初めて確立いたしました。

国民保護法は、我が国に対する外部からの武力攻撃事態や大規模テロの際、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小限にとどめるため、国、都道府県及び市町村の具体的な責務、関係機関の役割や国民の協力など、国民を保護するための基本的な考え方について定めたものであります。

群馬県におきましても、この法律に基づき県の国民保護計画を策定中ですが、この新しい法律や制度について、多くの皆さま方のご理解とご協力が重要であると認識しております。

本日は、総務省消防庁国民保護・防災部長の小林恭一先生による国民保護制度の説明のほか、拓殖大学海外事情研究所所長の森本敏先生に「日本の危機管理と国民保護」と題してご講演を頂きます。

平和な生活を維持していくことが、最も大切なことではありますが、日頃から、自然災害と同様にテロなどによる災害に対する心構えも大切であると考えます。本日のフォーラムを通して、日常生活の危機管理や国民保護制度を理解して頂きますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。